

Q 2 退職後、フルタイム勤務の再任用職員に採用されました。組合員証は、引き続き使用できますか？

A 2 組合員証番号が変わりますので、今まで使用していた組合員証（被扶養者証・高齢受給者証を含む。）は、退職後は使用できません。退職時の所属所を通じて共済組合に返納してください。再任用の所属所では、「新規採用」の場合の必要書類を提出してください。被扶養者がいる場合は、改めて被扶養者申告書に確認書類を添付し、所属所を通じて共済組合に認定手続きを行う必要があります。